

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部 を改正する規則（3）	2
江東区道路占用規則の一部を改正する規則 （4）	5

◎告 示

特定子ども・子育て支援施設等の告示事項 の一部改正について（27）	7
令和2年度特別区民税申告等の期限の延長 について（29）	7
建築基準法第86条第1項に基づく認定の 取消しについて（31）	7
廃棄物処理手数料の収納事務の処理委託に ついて（33）	7
第1回区議会定例会の招集について（35）	7
保管自転車処分告示について（令和3年2 月上旬）（37）	8
違法放置物件の公示について（38）	8
建築基準法第42条第1項第5号の規定に 基づく道路の指定取消しについて（39）	8
特定子ども・子育て支援施設等の確認につ いて（43）	8
指定居宅介護支援事業所の廃止について （50）	8
指定居宅介護支援事業所の指定について （51）	9
指定居宅介護支援事業所の指定について （52）	9
指定地域密着型サービス事業所及び指定地 域密着型介護予防サービス事業所の廃止に ついて（54）	9
指定地域密着型サービス事業所及び指定地 域密着型介護予防サービス事業所の指定に ついて（55）	9
保管自転車処分告示について（令和3年2 月下旬）（58）	10

◎告 示（教）

令和3年第2回江東区教育委員会定例会の 招集（3）	10
令和3年第2回江東区教育委員会臨時会の	

招集（4）	10
令和3年第3回江東区教育委員会臨時会の 招集（5）	10

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任（3）	11
選挙人名簿からの抹消（4）	11
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、 3分の1の数及び6分の1の数（5）	11

◎告 示（監）

包括外部監査人補助者の解任通知（1）	12
包括外部監査報告書の公表（2）	12
令和2年度第1回・第3回定期財務監査の 結果について（3）	12

◎区 議 会

区議会議決事項	13
（令和3年第1回定例会）	

規	則
---	---

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 2 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 号

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第6条関係）
（表）

事業用大規模建築物における再利用計画書

年 月 日

江東区長 殿

建築物名称
建築物所在地
所有者住所
所有者氏名
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

江東区清掃リサイクル条例第19条第3項の規定により、事業用大規模建築物における 年度の再利用計画書を以下のとおり提出します。

建築物の属性			建築物の用途				
地上	階	地下	階	事業用延べ床面積	m ²		
複数の建築物を一括して提出する場合の内訳（別紙添付可）					事務所	社	m ²
建築物名称					店舗（飲食店を除く。）	戸	m ²
建築物所在地					飲食店・ホテル・式場	戸	m ²
階数（地上・地下） 地上 階 地下 階					工場・研究施設	所	m ²
事業用延べ床面積					倉庫・流通センター	所	m ²
当該建築物を使用している事業者の名称（別紙添付可）					医療機関	所	m ²
					その他（ ）		m ²
					住宅	世帯	m ²
在籍人員 従業員（テナント従業員を含む。） 人					共用部分		m ²
外来者（通学者を含む。） 人					計		m ²
廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	持込先	ごみの減量及び再利用の現状			
再生資源の種類		再生資源の収集業者	持込先				
今年度の目標				廃棄物管理責任者			
1 今年度計画と前年度実績を比較して増減した場合				選任年月日 年 月 日			
				廃棄物管理責任者講習会受講の有無（有・無）			
				受講年月日 年 月 日			
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標				会社名			
				所在地			
				所属名・職名			
3 今後の具体的な取組について				氏名			
				電話番号			
				（内線）			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区清掃リサイクル条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月10日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第4号

江東区道路占用規則の一部を改正する規則

江東区道路占用規則（昭和52年9月江東区規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 18 条関係)

年 月 日

道路占用物件除却工事施行承認申請書

江 東 区 長 殿

申 請 者	生 所	〒
	法 人 名 氏 名 (代表者)	
	連絡担当者	電話

下記のとおり占用物件除却工事の施行の承認を受けたいので申請します。

除 却 物 件	
除却する物件の構造	
除却物件数量	
除却工事の場所	路 線 名 道 号線 (通り)
	工事箇所 工事位置 車道・歩道・のり敷・橋台敷・広場・その他 ()
工事施行の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
道路の復旧方法	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎江東区告示第27号

令和元年12月20日江東区告示第351号
（特定子ども・子育て支援施設等の確認について）の一部を次のように改正する。

令和3年2月8日

江東区長 山 崎 孝 明

別紙の表中「江東区塩浜二丁目29番10号パークアクセス東陽町910号室」を「江東区新砂1」に改める。

◎江東区告示第29号

江東区特別区税条例（昭和39年12月江東区条例第48号）第7条及び江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月江東区規則第14号）第10条第1項の規定に基づき、特別区民税に関する申告、申請、請求、届出その他書類の提出の期限を以下のとおり延長する。

令和3年2月9日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 申告等の期限の延長

令和3年度特別区民税申告等の期限を、令和3年3月15日（月）から令和3年4月15日（木）に延長する。

	対象となる申告等の期限		告示により指定する日
1	令和3年度特別区民税申告等の期限	令和3年3月15日	令和3年4月15日

◎江東区告示第31号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による下記の認定を、職権により取消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の22の2第1項の規定に基づき告示する。

令和3年2月10日

江東区長 山 崎 孝 明
記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名 地番	申請者住所氏名	備考
-------------	-------------	---------	----

昭和59年 3月9日 第1号	東京都江東区 辰巳1-1-39	東京都千代田区丸の内3-8-1 東京都港湾局長 田代 久 弥	
----------------------	--------------------	--------------------------------------	--

◎江東区告示第34号

江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月江東区条例第34号）第51条第1項及び第2項の規定による廃棄物処理手数料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき下記のとおり私人に委託したので、同条第2項に規定に基づき告示する。

令和3年2月15日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 委託の相手方 社会福祉法人あそか会
東京都江東区住吉一丁目18番15号
理事長 古城 資久
- 委託年月日 令和3年2月15日
- 委託の内容 江東区有料ごみ処理券販売に要した手数料収納事務

◎江東区告示第35号

下記事件につき、令和3年第1回江東区議会定例会を2月24日に招集する。

令和3年2月16日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 令和2年度江東区一般会計補正予算（第8号）
- 令和2年度江東区国民健康保険会計補正予算（第3号）
- 令和2年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）
- 令和2年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第2号）
- 令和3年度江東区一般会計予算
- 令和3年度江東区国民健康保険会計予算
- 令和3年度江東区介護保険会計予算
- 令和3年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 特別区道路線の認定について
- 議決を得た契約の契約変更について
- 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

- 1 2 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 1 3 江東区営運動場条例の一部を改正する条例
 1 4 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
 1 5 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 3 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第 4 4 条の 2 第 3 項及び道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 1 9 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	自動二輪車・1 台
	名称	ヤマハ マジェスティ
	ナンバー	なし
	色	黒
放置されていた場所		江東区北砂一丁目 4 番 4 号地先
除去した日時		令和 3 年 2 月 1 7 日午前 9 時 2 6 分
保管を始めた日時		令和 3 年 2 月 1 7 日午前 9 時 5 4 分
保管した場所		江東区資材置場
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの（証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

◎江東区告示第 3 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定に基づく道路について、下記のとおり指定取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 2 条第 2 項の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 3 年 2 月 1 8 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区福住一丁目 7 番 1、7 番 3 6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員 4. 0 0 m 延長 3 9. 7 6 m

◎江東区告示第 4 3 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
江東区有明子ども家庭支援センター	江東区有明 2 - 1 - 8 有明ガーデン 1 階	令和 2 年 4 月 1 8 日	一時預かり事業

◎江東区告示第 5 0 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 7 0 3 4 1 3
- 2 事業所の名称及び所在地
アイカのケアプラン
江東区住吉二丁目 9 番 1 2 号

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社アプリシエ
東京都江東区住吉二丁目9番12号
代表取締役 村松 宜則
- 4 廃止年月日
令和3年2月28日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第51号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和3年3月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806513
- 2 事業所の名称及び所在地
カインドハート居宅介護支援事業所
東京都江東区大島五丁目44番6号ライオンズマンション大島313
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社カインドハート
東京都江東区南砂二丁目3番7-624号
代表取締役 平澤 薫
- 4 指定年月日
令和3年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第52号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和3年3月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806521
- 2 事業所の名称及び所在地
ケア21森下
東京都江東区常盤二丁目14番8号横山ビル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケア21
大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
代表取締役 依田 雅

- 4 指定年月日
令和3年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第54号

介護保険法第78条の5第2項及び第115条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年3月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800017
- 2 事業所の名称及び所在地
グループホームたんぼぼ
東京都江東区枝川二丁目14番2号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社たんぼぼ
東京都江東区枝川二丁目14番2号
代表取締役 岩室 賢治
- 4 廃止年月日
令和3年2月28日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第55号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年3月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800520
- 2 事業所の名称及び所在地
花物語とよす
東京都江東区枝川二丁目14番2号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社日本アメニティライフ協会
神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10

代表取締役 江頭 瑞穂

4 指定年月日

令和 3 年 3 月 1 日

5 サービスの種類

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第 5 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 3 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 3 号

下記により、令和 3 年第 2 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 3 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 3 年 2 月 1 2 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 議題
 日程第 1 議案第 2 号 令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 8 号)
 日程第 2 議案第 3 号 令和 3 年度江東区一般会計予算

4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
ほか

5 協議事項

- (1) 深川図書館の臨時休館について

◎江東区教育委員会告示第 4 号

下記により、令和 3 年第 2 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 3 年 2 月 2 2 日 (月)
午前 1 0 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 報告事項
 (1) 令和 3 年度奨学生予約生の決定について
ほか
- 4 協議事項
 (1) 教育推進プラン・江東 (第 2 期) の策定について
ほか

◎江東区教育委員会告示第 5 号

下記により、令和 3 年第 3 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和3年3月1日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和3年3月4日（木）
午前9時
 - 2 場所 江東区役所
 - 3 報告事項
- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第3号

江東区選挙管理委員会委員長に次の者が就任した。

令和3年2月19日

江東区選挙管理委員会

東京都江東区北砂五丁目19番7-203号
植村 典侑

◎江東区選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第3号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり3名を抹消した。

令和3年3月1日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 470
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
137, 248
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
70, 581

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 32 第 8 項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。ついては、同法第 25 条の 32 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 9 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 川 北 直 人
同 新 島 つねお

記

- 1 包括外部監査人補助者を解任された者
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 金子 良太 | 東京都江東区亀戸三丁目
46 番 15 - 1001 号 |
| 小泉 妙美 | 東京都江東区東砂七丁目
5 番 22 - 904 号 |
| 寺村 航 | 東京都港区南青山五丁目
4 番 6 - 403 号 |
| 幡田 宏樹 | 東京都江東区東雲一丁目
9 番 50 - 2909 号 |
| 濱崎 俊幸 | 東京都江東区亀戸五丁目
17 番 11 - 701 号 |
| 東山 豊樹 | 東京都江東区深川一丁目
1 番 2 - 501 号 |
| 古山 正文 | 東京都江東区豊洲五丁目
5 番 1 - 1906 号 |

- 2 解任された日
令和 3 年 1 月 29 日

◎江東区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 38 第 3 項の規定に基づき、別添「令和 2 年度包括外部監査報告書」のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 9 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 川 北 直 人
同 新 島 つねお

〔別紙省略〕

◎江東区監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令第 1 号）第 17 条の規定に

基づき、令和 2 年度第 1 回・第 3 回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 15 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 川 北 直 人
同 新 島 つねお

〔別紙〕

令和 2 年度第 1 回・第 3 回定期財務監査報告書
第 1 監査の範囲

1 監査の対象施設と対象事項

下表に掲げる各施設における各年度にかかる財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

監査区分	対象施設	対象年度
第 1 定期財務監査	男女共同参画推進センター	平成 30 年度及び令和元年度 ※ 江東図書館については、東陽、東雲、城東、東大島図書館における令和元年度にかかる財務に関する事務の執行状況を含む
	清掃事務所	
	教育センター	
	江東図書館	
	深川図書館（白河こどもとしょかんを含む）	平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度
第 3 定期財務監査	豊洲特別出張所	令和元年度及び令和 2 年度
	富岡出張所・区民館 大島出張所 南砂出張所・区民館	平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度
	東陽児童館 東砂児童館 東砂第二児童館 南砂児童館	
	江東きッズクラブ東陽児童館 江東きッズクラブ東砂児童館 江東きッズクラブ南砂児童館 江東きッズクラブ南砂	

※ 例年、第3回定期財務監査においては、保育園と福祉会館も対象施設としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対象外とした。

2 監査の実施期日

監査区分	実施期間	実施日数
第1回定期 財務監査	令和2年10 月8日から 同年11月1 2日まで	6日間
第3回定期 財務監査	令和2年10 月14日から 同年11月2 6日まで	11日間

※ 例年、第1回定期財務監査は5月に実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期し、上表の期間に実施した。

第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、契約の締結及び履行確認（検査）について重点監査項目として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の契約の締結及び履行確認（検査）についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。